

## 2(1) 解体業の許可にあたっての基準

### 施設に係る基準（施行規則 57 条 1 号）

#### <使用済自動車(解体自動車)の保管施設>

- みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いが当該場所の周囲に設けられ、かつ、当該場所の範囲が明確であること。

#### ポイント

- ◆ 囲いの構造、材質等は特に問いませんが、人が容易に乗り越えたり、くぐり抜けたり、移動したりできないものや、倒壊しにくいものにする必要があります。また、囲いの高さは原則として 1.8m 以上とします。  
例えば、ブロック塀、金属板、ネットフェンス、トタン等が考えられますが、使用済自動車等の荷重が直接囲いにかかる場合は、構造上倒壊しない安全なものにしてください。また、出入口は施錠等が可能なものとしてください。
- ◆ 事業所全体に囲いがある場合は、使用済自動車等の保管場所の周りにそれとは別に囲いを設ける必要ありませんが、区域を明確にする必要があります。その場合、例えば、境界にカラーコーンを置く、ロープを床面に固定する、現場床面に白線を引くなどが考えられます。

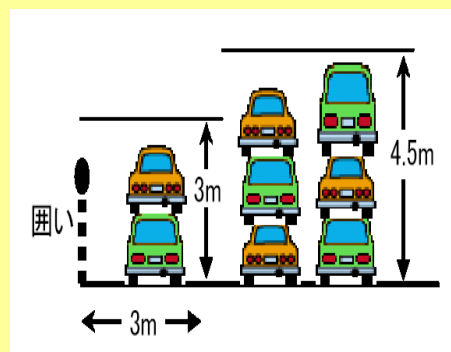
(参考) 圧縮していない使用済自動車及び解体自動車の保管基準(廃棄物処理法施行規則)

#### ① 保管の高さ（平成 17 年 1 月 1 日から適用）

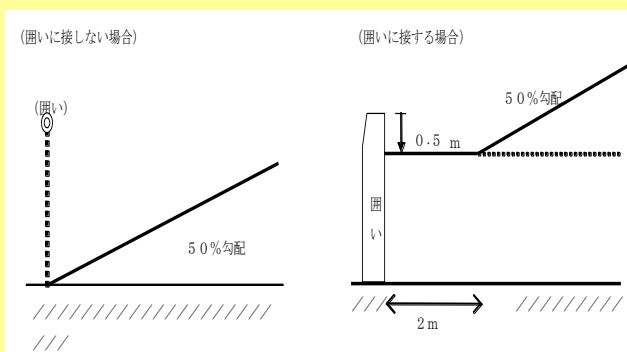
- ・ 囲いから保管場所の側に 3m 以内の部分 : 高さ 3m まで
- ・ 囲いから保管場所の側に 3m を超える部分 : 高さ 4.5m まで
- ・ 格納するための施設(構造耐力上安全なものに限る)に保管する場合 : 使用済自動車等の搬出入に当たり、落下による危害が生ずるおそれのない高さ

#### ② 保管の上限（平成 17 年 1 月 1 日から適用）

上記高さを超えない限りにおいて保管することができる数量(平成 17 年 1 月 1 日以降に引取業者に引き渡された使用済自動車について適用)



(圧縮していない使用済自動車及び解体自動車の 17 年 1 月 1 日からの保管基準)



(左記以外の場合:一般的な廃棄物処理法の保管基準)

#### <使用済自動車(解体自動車)の保管施設>

○ 解体作業場以外の場所で廃油及び廃液が漏出するおそれのある使用済自動車を保管する場合にあっては、当該場所が次に掲げる要件を満たすものであること。

ただし、保管に先立ち使用済自動車から廃油及び廃液を回収することその他廃油及び廃液の漏出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。

- (1) 廃油の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
- (2) 廃油の事業所からの流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。

#### ポイント

- ◆ 廃油・廃液が漏出するおそれがある使用済自動車は、老朽車や事故車などが考えられますが、そのような自動車を保管する場合の措置を規定したものです。
- ◆ 床面は、鉄筋コンクリート（舗装厚さ 15cm 以上のもの）、あるいは鉄筋コンクリートと同等以上の効果を有するもの（例えば、厚さ 15cm の無筋コンクリート舗装+厚さ 10mm の鉄板、厚さ 15cm のアスファルト舗装+厚さ 10mm の鉄板など）とする必要があります。  
ただし、廃油・廃液が漏出するおそれがある事故車等の使用済自動車は保管せず、直ちに解体作業場に搬入するなど、保管場所における廃油及び廃液の漏出防止対策が確実であり、その旨が「標準作業書」に明記されている場合は、床面の構造は特に問いません。
- ◆ 油水分離装置については、解体作業場の項を参照してください。

#### <解体作業場以外での燃料採取場所>

○ 解体作業場以外での使用済自動車から廃油を回収する場合にあっては、当該場所が次に掲げる要件を満たすものであること。

- (1) 廃油の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
- (2) 廃油の事業所からの流出を防止するため、ためますその他これと同等以上の効果を有する装置（以下「ためます等」という。）及びこれに接続している排水溝が設けられていること。

#### ポイント

- ◆ ガソリン及び軽油が万一漏出した場合でも、速やかに拭き取り、あるいは降雨の前にためます等から汲み上げておくことなどを「標準作業書」に記載し、適正に対処することが必要です。
- ◆ 抜き取った燃料や廃油を一定量（指定数量）以上保管する場合は、消防法により市町村長等の許可が必要となりますので、市町村等の消防部局へ確認してください。
- ◆ 廃油の地下浸透を防止するための床面の構造は、使用済自動車の保管施設の場合と同じです。
- ◆ 「ためます」とは、排水溝に接続し、漏出した燃料を一時的に溜めておく不浸透性の構造物ですが、こぼれた燃料を十分に回収できる容量を持つことが必要です。また、「ためますと同等以上の効果を有する装置」としては、油水分離装置が考えられます。

### <解体作業場>

○ 次に掲げる要件を満たす解体作業場を有すること。

- (1) 使用済自動車から廃油(自動車の燃料を除く。以下この(1)において同じ。)及び廃液を回収することができる装置を有すること。ただし、手作業により使用済自動車から廃油及び廃液が適切かつ確実に回収されることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。
- (2) 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
- (3) 廃油の事業所からの流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。ただし、解体作業場の構造上廃油が事業所から流出するおそれが少なく、かつ、廃油の事業所からの流出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。
- (4) 雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他床面に雨水等がかからないようにするための設備を有すること。ただし、当該設備の設置が著しく困難であり、かつ、雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するために十分な処理能力を有する油水分離装置を設けることその他の措置が講じられる場合は、この限りでない。

### ポイント

- ◆ 廃油及び廃液の地下浸透を防止するための床面の構造は、使用済自動車の保管施設の場合と同じです。
- ◆ 解体作業場からの廃油の流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝を設ける必要があります。屋根等があり雨水が流入しない油水分離装置は、解体作業場内で使用する洗浄水の最大使用量に応じた容積とし、油水分離を確実にを行うためには、一般的に3槽以上が望ましいと考えられます。  
ただし、横殴りの雨でも浸入を防ぐことのできる屋根や壁等があり、周囲からは解体作業場内に水が流れ込まず、万一廃油・廃液が床に漏出した場合には、布等で速やかに拭き取ることや、解体作業場の清掃に水を用いないことなどが「標準作業書」に示されている場合はこの限りではありません。

### 屋根、壁等の材質及び形状の例

材質	構造	鉄骨、鉄筋、木造
	壁面	金属、コンクリート、スレート、モルタル、FRP
	屋根	鉄板、瓦、スレート葺など(テント地等であっても5年以上の耐久性のあるものは可)
形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根又は覆いがあること</li> <li>・屋根及び壁は容易に移動できないものであること</li> <li>・壁は強固なものであって、解体作業場の床面及び屋根と完全に接し、かつ床面に固定されているものであることが望ましい</li> </ul>	

### 周囲から解体作業場内に水が流れ込まない構造の例

- ・ガレージのように、屋根があり、三方が壁に囲まれ、残り一方にシャッターがある構造
- ・解体作業場の周囲に雨水吐きのための排水側溝(開渠)が設けられているもの
- ・解体作業場全体の床面が周囲の地面よりも高くなっているもの
- ・解体作業場の周囲に地表を流れる雨水等が浸透・越流しない高さの堰堤が設けられているもの

- ◆ 雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するためには、屋根等を設置するのが原則ですが、市街化調整区域に建築物を建築する場合は都市計画法に基づく許可が必要となりますので、都市計画部局へ確認してください。

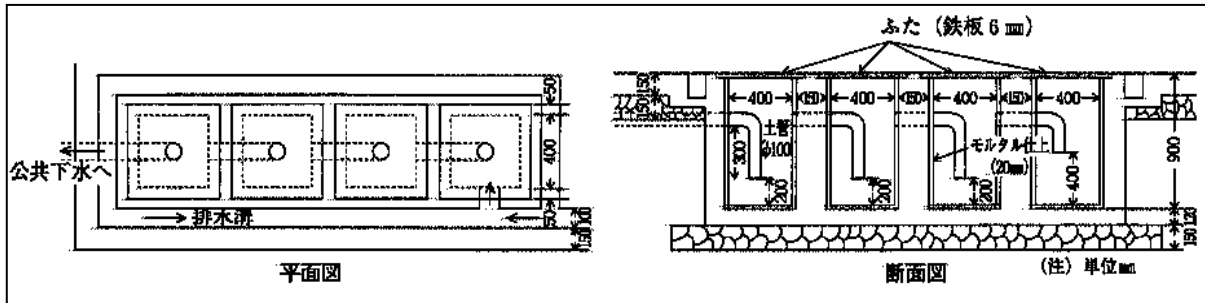
- ◆ 屋根等のない場合の油水分離装置は、解体作業場内の雨水の流出量に応じた容積とする必要があります。一般的な構造としては、4槽以上で滞留時間が2時間以上となるよう設計することが望ましいと考えられます。

ただし、油水分離装置は、地域や条件によっては相当大きな油水分離装置となり、設置が容易でない場合も考えられますが、この場合は、解体作業場の面積を可能な限り狭くするほか、作業時以外や雨が降り始めたら直ちに雨水が入らないよう、シートで覆いをするなどのソフト面での対策を併用することで、油水分離装置を小さくすることは可能です。

【参考】油水分離装置の容量を算定する計算式の例

○ 降雨強度の計算式	$I = a / (t^n + b)$	I : 降雨強度 (mm/h) a, b, n : 確率年数ごとの定数 t : 時間 (分)
○ 雨水流出量の計算式	$Q = \frac{1}{3.6 \times 10^6} \times C \times I \times A$	Q : 雨水の流出量 (m <sup>3</sup> /sec) C : 流出係数 (一般の舗装路面では 0.70~0.95) I : 降雨強度 (mm/h) A : 集水面積 (m <sup>2</sup> )
○ 油水分離槽の容量V(m <sup>3</sup> )の計算式	$V = Q \times 60 \times 60 \times H$	V : 油水分離装置の必要容量(m <sup>3</sup> ) H : 時間 (h)

【参考】油水分離装置の構造例 (大きさは計算結果により異なります。)



- ◆ 本県における油水分離槽の標準的な設計については、以下のとおりです。

【算定式】

- ① 雨水流出量の計算式

$$Q = \frac{1}{3.6 \times 10^6} \times 0.95 \times I \times A$$

Q : 雨水の流出量 (m<sup>3</sup>/sec)  
I : 降雨強度 (mm/h)  
A : 集水面積 (m<sup>2</sup>)  
0.95 : 流出係数

- ② 油水分離槽の容量の計算式

$$V = Q \times 60 \times 60 \times H$$

V : 油水分離装置の必要容量 (m<sup>3</sup>)  
H : 時間 (h)

< 本県における降雨強度表（5年確率） >

	5分	10分	30分	1時間	2時間
I (mm/h)	148	123	82	56	38

【計算例】

(1) 油水分離槽のみで対応する場合

- ・油水分離槽の滞留時間は2時間を標準とする。
- ・降雨強度表の2時間の欄の38mm/hを採用する。
- ・解体作業場（集水面積）が50m<sup>2</sup>の場合

$$Q = \frac{1}{3.6 \times 10^6} \times 0.95 \times 38 \times 50 = 5.01 \times 10^{-4} \text{ (m}^3/\text{sec)}$$

$$V = 5.01 \times 10^{-4} \times 60 \times 60 \times 2 = 3.61 \text{ m}^3$$

(2) シート等で直ちに覆う場合

- ・降り始めてから5分以内に解体作業場全体をシートで覆い、その後は雨水の流入がない場合
- ・降雨強度表の5分の欄の148mm/hを採用する。
- ・解体作業場（集水面積）が50m<sup>2</sup>の場合
- ・5分の場合は安全率2倍を見込むこと。（10分の場合の安全率は1.5、30分以上の安全率は1とする。）

$$Q = \frac{1}{3.6 \times 10^6} \times 0.95 \times 148 \times 50 = 19.53 \times 10^{-4} \text{ (m}^3/\text{sec)}$$

$$V = 19.53 \times 10^{-4} \times 60 \times 60 \times (5/60) \times 2 = 1.17 \text{ m}^3$$

< 取り外した部品を保管するための設備 >

○ 解体作業場以外の場所で使用済自動車又は解体自動車から分離した部品のうち廃油及び廃液が漏出するおそれのあるものを保管する場合にあっては、当該場所が次に掲げる要件を満たすものであること。ただし、保管に先立ち当該部品からの廃油及び廃液の漏出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。

- (1) 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
- (2) 雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他当該部品に雨水等がかからないようにするための設備を有すること。

ポイント

◆ 保管設備は、床面を鉄筋コンクリート舗装等した専用倉庫が考えられますが、例えば、使用済トラックから取り外した幌付き荷台や、屋根がある場所に備え付けた鋼製の受け皿等であっても、廃油・廃液が地下浸透しないことが確認できれば、保管設備として使用できます。

また、保管に先立ち、外部に付着した油分等は十分に拭き取り、開口部は閉じるなどの措置を講じて廃油・廃液が外部に流出しないことが標準作業書で明らかにされた部品については、必ずしも上記の保管場所に保管する必要はありません。

- ◆ 保管設備に屋根、覆いを設置することが困難な場合や、床が鉄筋コンクリートなどの不透水性構造となっていない場合の対応例を次に示します。

区 分	屋根・覆いがある場合	屋根・覆いがない場合	備 考
不透水性の床	【パターンA】 ○ 保管場所が明示されていればよい。	【パターンC】 ① 使用済トラックのコンテナや幌付き荷台の代用。 ② 密閉型のふた付きボックスで保管する。 ③ 部品を遮水性シート等で覆う。	
透水性の床	【パターンB】 ① 保管場所の下に、鉄板、ゴムシート、オイルパン、容器などの受け皿を設置する。 ② 分離部品の下にオイルマット、ウエスなど吸着剤を敷く。 ※パターンDの施設でも可	【パターンD】 ① 使用済トラックのコンテナ、幌付き荷台に、鉄板、ゴムシート、オイルパンや容器などの受け皿を設置する。 (コンテナ、荷台の床が遮水構造の場合には、不要) ② 密閉型のふた付きボックスで保管する。	注1) いずれも少量の廃油・廃液の流出しか想定しておらず、保管前の十分な除去作業が前提である。 注2) 廃油・廃液の受け皿は、部品と直接接する場合、その荷重に十分耐え得る材質、構造のものでなければならない。

### 能力に係る基準（施行規則 57 条2号）

○ 次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。

- (1) 使用済自動車及び解体自動車の保管の方法
- (2) 廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法
- (3) 使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品並びに鉛蓄電池、タイヤ、廃油、廃液及び室内照明用の蛍光灯の回収の方法を含む。）
- (4) 油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）
- (5) 使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法
- (6) 使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管の方法
- (7) 使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法
- (8) 解体業の用に供する施設の保守点検の方法
- (9) 火災予防上の措置

### ポイント

- ◆ 標準作業書では、解体作業が環境保全や資源有効利用上配慮して行われることを具体的に示す必要があります。その際、廃棄物処理法、消防法など解体業を実施するために守るべき他法令の規制等についても、関連する事項に含めて記載します。

また、解体作業手順は、解体の対象となる車種、解体以降の再資源化方法、解体事業場の設備等により多様であることから、標準作業書の作成は、実際の作業内容を踏まえたものとし、形式化することがないよう十分留意するとともに、作業工程の改善や標準作業書の見直しを随時行うことが重要です。

なお、実際の作業工程の写真等を添付することにより、文章による詳細な説明の一部に代えることは可能です。

具体的な記載方法は、「標準作業書ガイドライン」を参照してください。



- 事業計画書又は収支見積書から判断して、解体業を継続できないことが明らかでないこと。

#### ポイント

- ◆ 事業計画書は、解体実績（使用済自動車や解体自動車の引取り及び解体台数、解体自動車の引渡台数、保管量等）も含めて記述する必要があります（ホームページ掲載の記入例ご参照ください）。
- ◆ 使用済自動車や解体自動車を不適正に大量に保管している実態が明らかであり、当該使用済自動車等の撤去が事業計画書の中で示されない場合や、収支見積書により当該使用済自動車等の撤去を行うための資金的な目途が立たない場合には、解体業を継続できないものと考えられます。

## 2(2) 解体業の許可申請手続

### 許可申請書(届出書)記入にあたっての留意事項

- 許可申請書は、ホームページ掲載の記入例を参考にして作成してください。  
なお、届出書の記載内容も許可申請書と同じです。

#### ポイント

- ◆ 許可申請書（届出書）は**2部**作成してください。（そのうち、1部は受付後にお返しします。）
- ◆ 日付は、申請が受け付けられたときに記入してください。

### 添付書類作成にあたっての留意事項

- 申請書には、次の書類を添付してください。
  - ① 解体業を行おうとする事業所の施設の構造を明らかにする図面（平面図・立面図・断面図・構造図）、設計計算書、付近の見取り図
  - ② 施設の所有権（又は使用権原）の証明書
  - ③ 事業計画書
  - ④ 収支見積書
  - ⑤ 申請者が個人の場合には、住民票の写し
  - ⑥ 申請者が法人の場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
  - ⑦ 役員の住民票の写し
  - ⑧ 発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める者の住民票の写し、株主が法人である場合には登記事項証明書
  - ⑨ 本支店の代表者や契約締結権限のある使用人の住民票の写し
  - ⑩ 申請者が未成年者の場合には、法定代理人の住民票の写し、法定代理人が法人である場合は登記事項証明書
  - ⑪ 法施行規則第57条の2に該当しないことの申立書
  - ⑪ 欠格要件に該当しないことを誓約する誓約書
  - ⑫ 標準作業書
  - ⑬ 他法令確認状況票

- ◆ 添付書類は、原則として全て作成してください。
- ◆ 解体業を行おうとする事業所の施設の構造を明らかにする図面は、1/100～1/200 程度の縮尺で作成してください。  
また、使用済自動車等の保管量、排水処理施設の処理能力等に係る設計計算書には、具体的な設計条件を示しながら、その計算途上を明らかにしてください。  
付近の見取り図は、最寄りの駅、幹線道路等を明記しながら、事業所の所在地を示してください。
- ◆ 解体業を行おうとする事業所の土地の登記簿謄本、使用済自動車等を運搬するための車両に係る車検証の写しを添付してください。なお、他人の土地及び車両を使用する場合は、賃貸借契約書の写しなど使用権原を証する書類を併せて添付してください。
- ◆ 事業計画書及び収支見積書は、**ホームページ掲載の記入例**を参考に作成してください。  
  
※ 保管基準を超えて使用済自動車や解体自動車を大量に保管している場合は、事業計画書及び収支見積書において記載すべき事項の内容が異なりますので、事前にご相談ください。
- ◆ 住民票は、本籍の記載があるものとしてください。
- ◆ 欠格要件に該当しない旨の誓約書は、**ホームページ掲載の様式**を用いてください。
- ◆ 標準作業書は別途作成し、添付してください。